

○長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

〔平成19年3月29日〕  
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17の規定に基づき、長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約をいう。次条において同じ。)を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 物品を借り入れる契約
- (2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約
  - ア 庁舎の保守その他の維持管理
  - イ 情報処理システム(情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。)の保守その他の維持管理
  - ウ 物品の保守その他の維持管理
  - エ 書類等の複写に係るサービス
  - オ 廃棄物の収集運搬に関する業務

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。